

消費生活相談窓口より

新成人の親世代のみなさんへ

お子さんが18歳19歳の場合、令和4年4月1日から成人となり、親権に服さなくなります。進路や生活を自由に決められることができ、「自分らしく生きる」ことができるようになる反面、法律などで大人とみなされるため、トラブルなどに巻き込まれた場合、今までのように未成年を理由に守られることがなくなります。

未然にトラブルを防ぐために、お子さんと自立の意識と責任の大切さを話し合しましょう。

Q 子の成年年齢が引き下げられることによって、何が変わりますか？



A 成年はクレジットカードの作成やローン契約など、金銭的な契約を親の同意を得ずに行うことができます。急に自由になるため、月々の使用限度額を決めず使用し、結果的に破産することもあり得ます。未然に防ぐために、家庭内で十分に話し合うことが必要です。

Q 消費者被害の拡大が懸念されていますが、どのような対策をとるべきですか？



A 未成年者が契約する時は、親などの法定代理人の同意が必要とされており、その同意がない契約は原則として取り消すことができます（未成年者取消権）。未成年者取消権は未成年者を保護するためのものであり、未成年者の消費者被害を抑止する役割を果たしてきました。

成年になると親の同意なく契約できる反面、未成年者取消権は適用されず、契約から生じる責任を果たさなくてはなりません。そのため、保護のなくなった新成人が悪質商法のターゲットになる可能性があります。そうした消費者トラブルに遭わないためには、契約に関する知識を学び、ルールを知った上で、その契約が必要かよく検討することが重要であるとお子さんに説明しておくことが大切です。

消費者被害にあった場合でも、消費生活相談窓口迅速に相談することで解決の糸口を見つかることができるかもしれません。このことも十分にお子さんにお伝えください。

Q 成年年齢が引き下げられた場合には、養育費の支払期間は18歳までになりますか？



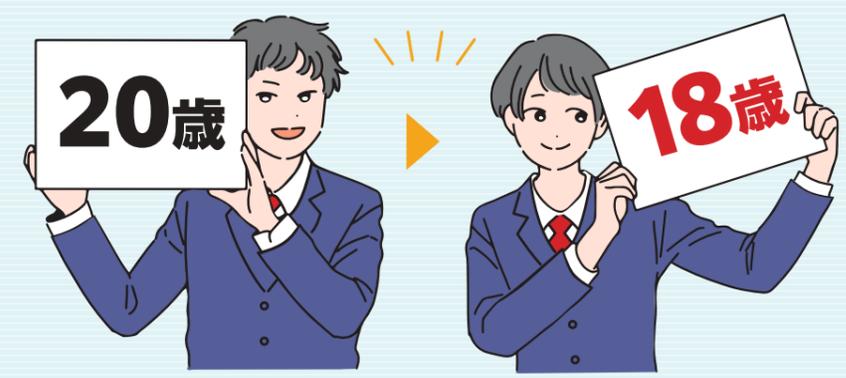
A 養育費は、お子さんが未成年で経済的に自立することが期待できない場合に支払われるものなので、子供が成年に達したとしても経済的に自立していない場合には、養育費の支払義務を負うことになります。このため、成年年齢が引き下げられたからといって、養育費の支払期間が当然に「18歳に達するまで」ということになるわけではありません。



このほか、成年年齢の引き下げにより消費者が注意すべきことなど、消費者庁のホームページなどで確認することができます。QRコードから、ぜひご覧ください。



問合せ先 越前町消費生活相談窓口（総務課内） ☎34-8700



4月1日から、成年年齢は18歳になります

平成30年6月に成立した「民法の一部を改正する法律」が、4月1日から施行されます。

改正の内容

<p>1</p> <p>成年年齢の引下げ (民法第4条)</p> <p>一人ですさまざまな契約をすることができる年齢や親権に服することがなくなる年齢を20歳から18歳に引き下げます。</p>	<p>2</p> <p>女性の婚姻開始年齢の引上げ (民法第731条)</p> <p>男性18歳、女性16歳のところ、女性を18歳に引き上げ、男女とも18歳に統一します。</p> <p>※4月1日に16歳になっていた平成16年4月1日以降平成18年4月1日以前に生まれた女性は、18歳未満であっても結婚することができます。</p>	<p>3</p> <p>養子をするのできる年齢 (民法第792条)</p> <p>「成年に達した者」を「20歳に達した者」と改めます。</p>
---	---	---

18歳でできるようになる主なこと



- 携帯電話を購入する
- 一人暮らしのためのアパートを借りる
- クレジットカードを作成する
(支払能力により作成できないことがあります)
- ローンを組んで自動車を購入する
(返済能力を超える場合などできないこともあります)
- 自分の住む場所や進学・就職などの進路について、自分の意思で決めることができる
(親や学校の先生の理解を得ることが大切です)
- 10年有効パスポートの取得
- 公認会計士など国家資格に基づく職業に就く
- 家庭裁判所で性別の取扱いの変更審判を受ける

20歳にならないとできないこと



- 健康面への影響や非行防止、青少年保護などの面から変更ありません
- お酒を飲む
 - たばこを吸う
 - 公営競技投票券の購入

未成年者が成年に達する時点	平成16年4月2日以降に生まれた人	18歳の誕生日
	平成14年4月1日以前に生まれた人	20歳の誕生日
	平成14年4月2日以降平成16年4月1日以前に生まれた人	令和4年4月1日

問合せ先 住民環境課 ☎34-8708